

旭川市民文化会館管理等業務に係る公募型プロポーザル 実施要領に基づく質疑応答に対する回答

旭川市民文化会館管理等業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づく質疑応答に対して、次のとおり回答します。

令和8年2月5日更新

業務名	旭川市民文化会館管理等業務	
質疑事項	回答事項	
① 管理等業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」とする）I 業務概要等・8業務時間について、通常勤務時間外に会館の使用がある場合は、その時間に応じてとあるが、会館が定めている利用区分（9:00～21:00）を考慮し21:30程度まで認識してよいか。	会館の各ホール及び会議室の夜間区分の使用時間は21時までですので、使用終了後の確認作業や使用料の清算業務を考慮しても、通常は21時30分頃には勤務を終了できると見込んでおります。	
② 通常勤務時間と上記①で考慮した時間を合わせたもの（8:30～21:30）以外の勤務時間は存在するか。存在した場合に想定される早出時間・勤務終了時間をお知らせください。	会館の使用時間は、9時から21時までですが、利用団体等の希望を踏まえ、例外的な対応として早朝使用や夜間延長使用を行う場合があります。その際には、勤務開始時間が午前8時頃、勤務終了時間が午後11時頃になることがあります。	

<p>③ 実施要領 I 業務概要等・8 業務時間について、公会堂で催事（本番）がある場合が令和 5～7 年度の利用があった日数をお知らせください。また令和 8 年度以降の利用日数をどれくらい見込んでいますか。</p>	<p>令和 5～7 年度の公会堂本番利用日数は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度 84 日 ・令和 6 年度 87 日 ・令和 7 年度 82 日（R8.1 まで） <p>令和 8 年度以降の年間の公会堂本番利用日数は 90 日程度と見込んでおります。</p>
<p>④ 実施要領 I 業務概要等・9 業務体制（1）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館の混雑が予想される日 ・公会堂での催事本番の対応時 ・一斉受付 ・旭川市民文化会館自主文化事業の実施日など必要に応じて増員することとあるが、増員数・時間等は受託者において決定して良いか。 <p>また上記対応する為に必要な勤務時間は早朝時間・深夜時間を含めどれくらいを想定しているのか。</p>	<p>業務従事者を増員する場合は、委託者と受託者で協議し、その業務の内容毎に必要な人数や時間等を決定することになります。</p> <p>また通常の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までの勤務時間を除く勤務時間数につきましては、公会堂における勤務時間を除き、年間 1,100 時間程度を見込んでおります。</p> <p>そのうち、早朝及び深夜時間の勤務時間については、年間 30 時間から 50 時間程度を想定しております。</p>
<p>⑤ 実施要領 I 業務概要等・9 業務体制（2）について</p> <p>施設維持業務従事者の資格要件は有るか。また待機場所は有るか。</p>	<p>施設維持業務従事者の資格要件はありませんが、軽微な修繕、電球交換、入口周辺の除雪等の維持管理作業ができる者としております。</p> <p>また待機場所は会館の 3 階第 4 備品庫を作業場所とし、その一部を待機場所として使用してもらいます。</p>

<p>⑥ 実施要領 I 業務概要等・13 経費負担</p> <p>(1) について</p> <p>施設維持業務における軽微な修繕等で必要となる原材料、消耗品等の具体的なもの予算金額をお知らせください。</p> <p>(2) について</p> <p>委託者が貸与及び現物支給する物品について教えてください。</p>	<p>(1) について</p> <p>施設維持業務における軽微な修繕等で必要になる原材料、消耗品等については接着剤、ねじ、塗料などの消耗品や、コンパネや石膏ボードなどの原材料を想定しております。</p> <p>なお、これらに係る経費については、軽微な修繕の発生頻度やそれに伴う原材料費等によって変わりますので、概ね月1万円を超えることはないと思込んでいます。</p> <p>(2) について</p> <p>貸与及び現物支給する物品の主なものとしては、事務室の机や椅子のほか、会議室の机や椅子、貸出備品等になります。詳細につきましては、受託候補者としての選定後の協議の際にて一覧表としてお示しします。</p>
---	---